

委員からのメッセージ

樋口 恵子 会長

人生50年型社会から人生80年型社会、いや人生一世紀型社会へ。それは社会を構成する最小単位である個人の人生がほとんど倍増したことです。人の一生、家族構成、人口構成と、ミクロからマクロまで人間の社会は劇的に、構造的に変化しました。しかし、雇用をはじめ社会システムは、その変化に対応しきれず、歪みやほころびが目立ち始めています。

仕事と子育ての両立が困難という事実は、その端的なあらわれです。仕事と子育ての両立という、おとなの人間として当然の願いを叶えられずに豊かな社会と誇ることができるでしょうか。両立支援策を立てることは、国や地方公共団体だけでなく社会全体の責務です。とくに仕事単立の男性をモデルとした雇用システムを両立型に転換することを強く求めたいと思います。どんなに社会的に保育施設が整備されても、子育てに女性・男性がともにかかわらなかつたら単立の構造は変わりません。

人間が生まれて成長する過程で、親子が揃って生活する期間は決して長いものではありません。その間、男女とも子育てに参画することは、子どもと社会の必要であって、決して贅沢ではないはずで

す。

当専門調査会は、全員が、専門的識見に加えて、仕事と子育ての当事者としての経験を持ち、熱い議論が交わされました。対論・激論もありましたが、男女共同参画社会へ向けての構造改革という思いでは、完全に一致していました。

とはいえ、ここに記された提言は、緊急の処方箋にすぎません。仕事と子育ての困難ゆえに、両立をあきらめかけている人、息を切

らしている人への、あえて言えば、緊急避難か正当防衛にあたる内容です。

この提言をきっかけに、親たちが、責任感と共に子育ての喜びを満喫できるよう、社会全体が、あたたかく支える方向へ進むように願っています。男女が仕事と子育てを分かち合い担い合うことによって、一人一人の個性が、より輝く社会になるよう願っています。これは新しい世紀にふさわしい構造改革への第一歩であり、この一歩がやがて大きな道を形成するよう、長期的な政策が立てられるよう願ってやみません。

島田 晴雄 会長代理

女性も男性も力を合わせて家計を営み子育てをする、いうなれば本当の意味での男女共同参画の時代に入ってきた。しかし、それを実現するためには私達はまだまだ多くのハードルを越えなければならない。

その大きな課題が、子育ての社会的な支援の基盤づくりである。日本ではこれまで政府の努力で公立や社会福祉法人の認可保育所などが整備されて来たが、施設保育の社会的需要には充分に対応しきれていない。登録されている待機児童だけでも33000人というが、潜在待機児童ははるかに多い。

社会の要請に応えるには、サービスを大幅に増やす必要があるが、財政制約の下では、公設民営型の企業など民間の保育所を抜本的に増やすことがひとつの現実的な解決策だ。

サービスの質を担保するためには、十分な情報開示を義務づけ監視体制を確立する必要がある。

また、放課後児童クラブにも、人生経験豊富で子育てに思いの深い民間の人材を大いに登用すべきだ。役所はむしろ彼らの情報を集め、審査し、サービス実態を監視する役割に徹することで、コストを節約し、サービスを拡大することができるはずだ。

猪口 邦子 委員

この専門調査会は、行政改革による新生内閣府がいかに機能すべきかについての先駆的で模範的な姿を示すことができたと感じている。国民にとって優先順位の高い問題でありながら、対応が遅れぎみであった課題について、政治の強いリーダーシップが示されるなかで、多様な専門性を有するメンバー全員が各自の良心をかけた仕事ぶりを発揮し、事務側も強力な体制を組んでがんばった。その結果、奇跡に近い速度で、しかもあいまいではない最終報告書の作成に至ることができた。

待機児童ゼロ作戦は、仕事と子育ての両立策として重要であるばかりでなく、男女共同参画行政におけるあらたな行政手法を示唆している。モデルケースの推進のみでなく、すべての人を対象に問題解決を図ろうとする内閣府ならではのスケールの大きさがあり、また数値目標の明確化により政策評価に耐える推進方法をとろうという意気込みがある。

専門調査会という実務的な討議の場であっても、官房長官は時間を工面して頻繁に積極的に参加して下さり、また副大臣と政務官も誠実に私たちの思いを受け止めて下さった。そして、総理大臣自らもよく出席して下さったことは、どれほど私たちの士気を高め、また日本社会にこの分野の重要性を示すことになったかわからない。政治の耀きに一委員として感謝したい。

岩男 壽美子 委員

今回の取り組みは男女共同参画社会を実現するための「仕事と子育ての両立支援」であって、仕事と子育ての両立が最終目標ではない。まして子育て中の女性だけを支援するものではない。次の世代のすこやかな育成を含めすべての男女への支援であり、働き方と家庭のあり方の改革であり、社会の構造改革であることを強調したい。

これまで仕事と子育ての両立支援に関してさまざまな提言がなされてきたが、状況の改善は遅々として進んでいない。今回はそうした経験を十分にふまえ、総花的ではなく焦点を当面の課題に絞って実施期限を明示し、数値目標をはっきり示すことで、改善の進み具合が目に見えるようにした。また、男女職員の育児休業取得が進んでいる職場に対する税制上の優遇措置のように実体を伴う改善策に重きを置いた。なお、子育て中の親が少しでもゆとりがもてるよう、父親にも月1日の育児休暇を提案したが盛り込まれず残念に思う。

いずれにしても、今回の支援策のキーワードは、誰もが必要なときにそれぞれのニーズにあったものを選択できるという多様性と柔軟性の確保であり、今後、公と民のさまざまな組み合わせと連携が工夫されることを期待している。

河野 真理子 委員

『子（個）育ては 21 世紀の人材育成』

「企業」は、出産・育児において直接的支援はできない。社員に「時間&精神的ゆとりを与える工夫」つまり雇用環境の整備等の間接的支援に留まる。が、厳しい経営状況下ではそれさえ難しく、社員側も「痛みを伴う」制度、例えば「一定期間 働き方や職務内容を変更した場合、それに見合った処遇とする」等も甘受する必要がでよう。子育て中の社員に限らず、全社員の働きやすさ・生活しやすさの為にも、個人の生活事情と能力によって選択可能な就業コースの多様化を、「退者復活の道」を用意した上で進めていくことが、今必要且つ現実的と考える。

「個人」も、自立した考えのもと、長期的視野でライフビジョン・キャリアビジョンを描くこと。それを実現させるための「キャリア開発」「生活環境の整備」などの努力を怠らず、働く姿勢を示し続けること。そして何より企業にとって「いて欲しい人材」であることが、両立策を練る前段階において必須条件となろう。

子育ては個育て。「企業を支える社員は、次世代を担う人材を育てている親でもある」という意識を、経営者、管理職、そして自分自身もつことから、両立社会は始まる。

櫻井 るゑ子 委員

私は今回改めて「仕事と子育ての両立支援」の諸施策が、既に法的裏付けを以て推進されていることを確認しました。子育ての方策は、親となる自覚を持ち、仕事と両立させようという意思さえあれば、多様な選択が可能になりました。今回の報告内容が、関係者の御尽力により実現すれば、支援は一層確かなものとなります。そのためには、これら諸施策が日常的に当然のこととして体得され、機能していく活力を強化する必要があるでしょう。子供たちは大人の造った社会で育ち、明日の社会を担います。子供たちの健全育成は、日常生活や地域活動等あらゆる機会を通して積極的に関わるべきことであり、全ての大人の課題であると考えます。私学教育に携わる私としては、本件に限らず、あらゆる面の男女共同参画に対する国民や社会の意識を高めるために、幼児期からの男女同権、相互扶助の精神を基盤とした人間教育・生き方教育を更に推進してまいりたいと考えております。

佐々木 かをり 委員

まず今回、委員として参加させていただき、非常に具体的かつ斬新な提案をまとめることに参画できましたことを心から嬉しく思っています。一日も早く実現することを願います。

そこで、今回の最終案に寄せて、私の意見、3点を明記したいと思います。

前提として：

保育は、働く親のためではなく、ましてや働く母親のためではありません。子供たちのためのものです。今回の提案はすべて、子供が健全に育つためのものです。

考え方の基本：

保育事業を提供する企業を潤わせるためのものでもなく、生活者、家族たちに選択肢や援助が向けられるべきものと考えます

1：保育士の数は、必ず、現在の東京 23 区の現在の水準同様か、上回ること

潜在的な待機児童も含め「待機児童ゼロ作戦」を達成するためには、大いに、今までの考え方から離れた、新しい工夫と民間の手を活用する必要があります。民営化の波の中で、削減や自由化だけでは、子供の保育は、果たせない重要な役割と責任があることを再度強く認識し、自分たちでは声を上げることのできない子供たちのために最低限のルールを明確にし、情報公開を原則とし、ペナルティーを決め、利用者からの声をも公開する、という姿勢が必要と考えます。現在、理想に近い環境の東京 23 区の公立保育園の品質を維持することは、今後の日本の社会を形成する子供たちを育てるのに、必要なことと思います。民営化の条件として、数あるルールの中、最低限、保育士の数は、必ず、現在の東京 23 区の理想的な水準同様か上回ることを強く求めます。

2：企業への補助金でなく、利用者に還元を

民営化 = 事業主への補助金や助成金という仕組みは、これ以上進めないでいただきたい。

働く親たちは、子供の年齢や育ち方、親たちの働き方の変化によって、複数の保育サービスを活用しながら生活をします。利用者への還元は2つ考えられます。

2 - 1 : 個人に返金又は利用チケット

事業提供者が補助を受け、事業者の論理で施設が作られるより、例え月5万円、30万円といろいろな民間保育サービスが生まれても、利用する側に利用チケット（金券）が事前に配布されるか後に申請すると返金される仕組みがあれば、実際の利用が基本ですので、利用者がベストなサービスを選択する権利を持つことができ、また国の予算を実態に合った形で活用できる大変理想に近いものとなると思います。

2 - 2 : 確定申告で税控除又は経費扱い

医療費は年間10万円以上になると控除の対象になりますが、保育サービスは必要となり活用しても控除対象になりません。また、個人事業主も企業も、業務のためにパソコンやノートを買えば経費扱いですが、業務のために保育サービスを活用しても経費として認められません。個人事業主が急増する今、保育サービスを使う人に、税控除・経費扱いなど、還元を。

3 : 企業は、社員全員を年に3時間づつ、学童保育にてボランティア参加

子供が小学校に入学したとたん、子供を放課後に見てくれるシステムがなくなる、又は時間が短縮されるという苦労があります。行動範囲が広がり、興味の幅も広がる多感な小学生を放課後から夜8時くらいまで学童で、となると保育責任者の人件費が問題です。今までの考え方から離れ、専門保育士は管理者として一人又は二人、他はすべて企業からのボランティアを提案します。全国の企業が、全社員を必ず、各自の住まいの近くの学童保育にて、年たった3時間でもボランティア保育士として参加させたら、「企業風土が変わる」「男性が変わる」「子育てが地域社会全体のものとなる」そして、「学童時間が延び」「費用がかからない」など複数効果があると思います。また、これは企業の意思で即座に開始できることでもあり、強く提案します。子供のあるなしにかかわらず、子供たちの様子を見たり、一緒に時間を過ごすことは、社会人にとっても、役に立つことであるとも信じています。

島田 祐子 委員

『保育所の充実と夫の育児支援』

出産、育児に適した年齢はまた、体力、気力、精神的成熟度が高く、日本経済を支える力強い戦力になりうる。そんな女性たちが、育児と仕事の両方を迷わず選択するには、特に次の支援が望まれる。

- 1 保育所は、待機児童がゼロ人で、様々な職種に対応するため、地域の事情にあった延長保育や、イレギュラーな受け入れ態勢を整える。行政は各地域での子育てに関する民間を含めた情報を一箇所で把握し、相談に応じる。

(介護保険のケアマネージャーのイメージ)

- 2 両立のためには、夫の協力と理解が何よりの支援であるが、いまだ、育児現場の父親不在が問題視されている。そこで、夫の産休か、育児休暇を最低五日間取ることを義務化することの検討が望まれる。(この五日間は、後の親子関係に重大な意味を持つと思う。)また、雇用主は男女を問わず長期の育児休暇がとられた場合、職場に復帰した時の処遇を変えないことを法令化する。

女性たちが“子育て”という幸福な経験もし、“仕事”にも生きがいを感じ、充実した人生を送ることは、子供たちの健全な育成にも、社会にもよりよい影響を与えます。企業を含め社会全体にその価値観を浸透させ、働く女性たちをサポートすることが大切です。

今回、この専門調査会では、樋口会長のもと、非常に力強い、具体的な提案が数多く出されました。私はその全ての提言に賛成です。小泉内閣では、真剣に実現に向けて取り組んでいただけるものと確信しております。

田尻 研治 委員

女性が、育児休業や育児時間を取得しやすく、また一旦退職しても再就職しやすい職場環境を目指すことは大切な事です。

しかし、こうして女性だけが育児を担う状況が変わらない限り、いつまでも女性は効率の悪い労働力と見なされ、補助的な仕事に甘んじなければならないのです。

男性が今までの働き方を見直し、同じように育児を担うことによってはじめて真の意味の両立への道筋ができ、女性も心置きなく子を産む選択ができるのです。

これは、少子化への有効な歯止めとして世界に認識されている処方箋でもあるのです。

以上のような思いから、育児休業を男女で分かち合って取得する新しい制度（パパクオータ）を提案しました。

また、男女共同参画会議のもとに、新たに「男の役割に関する専門調査会」を設置する事を提案します。

最後に、専門調査会において話に出ました3歳児神話につきまして。

3歳児神話、すなわち子どもを3歳までは常時家庭において、母親の手で育てないと、子供のその後の成長に悪影響を及ぼす、につきましては、1998年の厚生白書において「合理的な根拠はない」と明確に書かれていますし、この間なされた責任ある研究事例においても、根拠がないことが裏付けられています。

ただ、乳幼児期の育児がとても大切で、思いやりに満ちた人が責任を持って育児に当たる必要性は多くの研究者が述べているところでもあります。それが母親に限られることなく、父親や保育士など

でもいいということです。

専門調査会の提言が、父親も責任を持って育児を担える環境を作り出し、また世界一といわれる保育の質を落とす事なく、十分な数の新たな保育所を提供するという内容であることを、ここに強調しておきたいと思います。

福武 總一郎 委員

『色濃く残る措置の思想と文言を、
児童福祉法の条文からなくすべきではないでしょうか？ 』

年金、医療、介護、雇用等、社会保障制度の構造的見直しが急務です。

保育等子育て支援施策においても、より時代の要請に合致した抜本的な制度改革を早急に実施すべきです。

今回の討議は、改革のために知恵を出し合った最初の間と認識しています。

子どもは弱者です。すべての子どもは守られる…

この児童福祉法第1条に真先に書かれた精神は気高く、
私たちが最も尊重しなければならない真理です。

けれども児童福祉法には、措置時代の思想や文言がいまだに色濃く残っており、改革を大きく遅らせています。よく「措置から契約になった」と言われますが保育の場合は「市町村と利用者の契約」にすぎません。現行児童福祉法等の法令・通知の改廃を行わない限り、現に東京都認証保育所や幼稚園等で実現している直接契約は、認可保育所では実現不可能です。認可保育所を使わないで子育てしている（せざるをえない）人と使っている人の間の負担と給付に生じる不公平な格差は拡大の一途です。「保育所と利用者の契約」とする施策を新設するのが妥当と考えます。

構造的な改革に向けて、児童福祉法はいったん解体し、子育て支援型福祉サービスに関する部分を、契約の概念に基づいた新たな仕組みとして再設計するべきです。

市場原理をベースとしている民の世界では、「高品質・低コスト」のサービスは当たり前です。保育の質について同じサービスレベルが担保されるなら、より多くの施設を整備・運営できる、軽い財政負担のほうが国民全体にとってよいのではないのでしょうか。

今回の提言を単なる提言に留めることなく真摯に受けとめて、本気で改革を実現してほしいと思います。

八代 尚宏 委員

小泉新政権の下で「構造改革」が進められているが、その大きな柱のひとつが、個人の働き方と家族の多様化への対応である。戦後50年間の日本社会では、夫が働き、妻が家事・子育てに専念する世帯を標準とした社会制度・慣行が確立していた。それが経済社会の大幅な変化のなかで、もはや維持可能ではないことが、他の分野と同様、改革を必要としている大きな要因となっている。

新卒採用時から定年までの長期雇用、年齢と結びついた昇進・賃金制度や、それに比例した公的年金制度は、世帯主とその家族の生活保障の手段として有用なものとされており、長時間労働、頻繁な配置転換や転勤は、その代償として甘受されてきた。しかし、女性が独立の雇用者として働き出すとともに、こうした世帯単位の仕組みと大きな矛盾が生じ、仕事の継続と結婚・出産との両立が困難となる。このひとつの現れが少子化であるといえる。男女が共に働き、共同で家事子育てを行うことが不利でない生活様式を許容するためには、個人単位の賃金制度と、働き方の多様化を許容する規制改革が必要とされる。

社会保険制度にも、世帯単位から個人単位への転換が求められる。現行の社会保険制度では、世帯主の扶養者から外れることで失うメリットが大きいことが、女性の就業を抑制する大きな要因となっており、中立的な制度への転換が基本となる。また、保育サービスの飛躍的な充実を図るためには、公的福祉の枠内ではなく、消費者の多様なニーズに応えるサービス産業として発展させることが前提となる。そのためには、公的補助を施設単位から個人単位へと転換することが効果的である。